

第 143 号 (令和 5 年 8 月 25 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[条例]

- △ 横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築指導課】 4

[告示]

- △ 指定納付受託者の指定【政策局財源確保推進課】 5
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】 6
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 7
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 8
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 10
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 11
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 12
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 27
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 29
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 30
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 32
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 33
- △ 地方公営企業法の財務規定等を適用する下水道事業の収納取扱金融機関の指定の一部改正【環境創造局経理経営課】 34
- △ 指定納付受託者の指定【資源循環局業務課】 35
- △ 横浜国際港都建設計画道路の変更【建築局都市計画課】 36
- △ 同 【建築局都市計画課】 37

[公告]

- △ 大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】 38
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 40
- △ 同 【経済局商業振興課】 42
- △ 同 【経済局商業振興課】 44
- △ 同 【経済局商業振興課】 46
- △ 事後調査計画書の提出【環境創造局環境影響評価課】 48
- △ 事後調査結果報告書の提出【環境創造局環境影響評価課】 49

△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】	50
△	公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	51
△	公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】	52
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	53
△	廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】	54
△	横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	55
△	同【建築局都市計画課】	56
△	横浜国際港都建設計画下水道の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	57
△	建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	58
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	59
△	同【建築局調整区域課】	60
△	同【建築局調整区域課】	61
△	同【建築局調整区域課】	62
△	同【建築局調整区域課】	63
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	64
△	同【建築局調整区域課】	65
△	同【建築局調整区域課】	66
△	同【建築局調整区域課】	67
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	68
△	同【建築局建築指導課】	69
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	70
△	同【建築局建築指導課】	71
△	同【建築局建築指導課】	72
△	同【建築局建築指導課】	73
△	同【建築局建築指導課】	74
△	同【建築局建築指導課】	75
△	同【建築局建築指導課】	76
△	土地区画整理組合の定款変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	77
△	市街地再開発組合の解散の認可【都市整備局市街地整備調整課】	78
【区告示】		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【港南区地域振興課】	79
△	同【港南区地域振興課】	80
△	同【港南区地域振興課】	81
△	同【保土ヶ谷区地域振興課】	82
△	同【保土ヶ谷区地域振興課】	83
△	同【保土ヶ谷区地域振興課】	84
△	同【瀬谷区地域振興課】	85
△	同【旭区地域振興課】	86
△	同【中区地域振興課】	87
△	同【中区地域振興課】	88
△	同【中区地域振興課】	89
△	同【中区地域振興課】	90
△	同【磯子区地域振興課】	91
△	同【磯子区地域振興課】	92
△	同【磯子区地域振興課】	93

[区公告]

△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【瀬谷区総務課】 94

[水道局]

△ 横浜市水道条例施行規程の一部を改正する規程【サービス推進課】 95

[教育委員会]

△ 公印の改刻及び廃止【総務課】 96

[市選挙管理委員会]

△ 委員長等の氏名【選挙課】 97

[その他]

△ 電子署名に用いる証明書【総務局行政マネジメント課】 98

[正誤] 103

条例

横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市条例第 24 号

横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例（令和 3 年 3 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 7 条第 1 項各号中「第 14 条第 2 項」を「第 22 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）の施行の日から施行する。

告示

横浜市告示第 488 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の主たる事務所の所在地	指定納付受託者に納付させる歳入	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 5 年 8 月 25 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
GMO ペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 2 番 3 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 5 年 8 月 25 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 489 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 第 1 項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 8 月 1 日	社会福祉法人祥泉福社会	青葉区みたけ台 32 番地の 14	令和 5 年 1 月 1 日

横浜市告示第 490 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 21 年 4 月横浜市告示第 126 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 6 月 29 日	更生保護法人神奈川県更生保護協会	(新) 中区新港一丁目 6 番 1 号	平成 20 年 1 月 1 日
		(旧) 中区北仲通 5 丁目 57 番地	

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 26 年 2 月横浜市告示第 95 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 7 月 13 日	特定非営利活動法人 WE21 ジャパン・旭	旭区中希望が丘 101 番地の 21	(新) 平成 25 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日まで
			(旧) 平成 25 年 8 月 1 日から平成 35 年 7 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 491 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 医 療 機 関 の 指 定

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 医 療 機 関 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 診 療 所 又 は 薬 局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 5 年 4 月 1 日	生 麦 フ ァ ミ リ ー ク リ ニ ッ ク	鶴 見 区 岸 谷 一 丁 目 23 番 10 号
令 和 5 年 5 月 1 日	オ ー ラ イ 薬 局	鶴 見 区 矢 向 五 丁 目 6 番 20 号
同	セ ン タ ー 南 や ま も と 矯 正 歯 科	都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 9 番 3 号
令 和 5 年 5 月 21 日	栄 区 休 日 急 患 診 療 所	栄 区 桂 町 301 番 地
令 和 5 年 6 月 1 日	C M S 高 島 薬 局	西 区 高 島 二 丁 目 5 番 12 号
同	よ こ は ま 高 島 町 ク リ ニ ッ ク	西 区 高 島 二 丁 目 10 番 32 号
同	フ ロ ー ラ 薬 局	中 区 相 生 町 3 丁 目 63 番 地 の 1
同	稲 村 眼 科 ク リ ニ ッ ク	中 区 伊 勢 佐 木 町 5 丁 目 125 番 地
同	よ こ は ま 本 町 通 り ク リ ニ ッ ク	中 区 本 町 1 丁 目 3 番 地
同	け や き 薬 局	磯 子 区 下 町 12 番 18 号
同	中 山 耳 鼻 咽 喉 科 医 院	金 沢 区 瀬 戸 4 番 3 号
同	健 和 会 歯 科 ク リ ニ ッ ク	港 北 区 綱 島 西 二 丁 目 5 番 30 号
同	み な み 台 耳 鼻 科	緑 区 長 津 田 み な み 台 四 丁 目 4 番 地 の 4
同	う さ ぎ 薬 局	緑 区 長 津 田 み な み 台 六 丁 目 24 番 地 の 12
同	小 川 整 形 外 科 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン ク リ ニ ッ ク	栄 区 小 菅 ヶ 谷 一 丁 目 5 番 1 号
同	映 双 薬 局	栄 区 長 沼 町 187 番 地
令 和 5 年 7 月 1 日	内 田 メ ン タ ル ク リ ニ	中 区 常 磐 町 3 丁 目 36

	ック 関内馬車道	番地
同	衣香堂薬局港南台店	港南区港南台三丁目 19番1号
同	聖マリアクリニック 港南台	港南区港南台四丁目 17番29号
同	こはるクリニック	旭区柏町25番地の20
同	下田町耳鼻咽喉科ク リニック	港北区下田町三丁目 12番3号
同	神奈川リウマチクリ ニック	港北区新横浜二丁目 4番地の17
同	みどり中山在宅クリ ニック	緑区森の台26番5号
同	みしま小児科クリニ ック青葉台	青葉区青葉台二丁目 2番地の2
同	サンドラッグたまプ ラーザ薬局	青葉区美しが丘一丁 目9番地の16
同	ハルス北山田歯科ク リニック	都筑区北山田一丁目 14番32号
令和5年8月1日	しばた形成外科・内 科	青葉区美しが丘二丁 目18番地の14

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和5年5月1日	ヒューマンネットワーク株式会社	泉区新橋町251番地	訪問看護ステーション葵	泉区新橋町251番地の2
令和5年6月1日	株式会社菟道	港南区港南二丁目17番61号	a n 訪問看護ステーション	南区大岡二丁目7番15号
同	合同会社リノプロジェクト	緑区霧が丘五丁目3番地の28	リノ訪問看護ステーション	緑区十日市場町905番地の5
同	株式会社モリモリ	保土ヶ谷区境木町114番地の1	みんなの訪問看護リハビリステーション戸塚	戸塚区小雀町1,465番地の16

横浜市告示第 492 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 6 月 1 日	横 山 哲 也	長者町ビオス整骨院	中区山吹町 1 番地の 7
令和 5 年 8 月 1 日	渡 邊 幸 太	きくな鍼灸マッサージ治療院	神奈川区西寺尾二丁目 24 番 2 号
同	嶽 七 海	アマーレ治療院	南区万世町 1 丁目 1 番地
同	相 原 学	学鍼灸院	金沢区富岡東五丁目 14 番 17 号
同	河 野 啓 之	かねこ指圧鍼灸院十日市場	緑区十日市場町 85 1 番地の 13
同	小 川 恭 範	えびすマッサージ	東京都豊島区巢鴨 3 丁目 34 番 3 号

横浜市告示第 493 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和 5 年 4 月 18 日	(新) 二俣川こどもクリニック北口院	旭区二俣川 1 丁目 45 番地の 76
	(旧) すずき小児科・アレルギー科	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 3 年 5 月 10 日	合同会社 F o r e s t	(新) 大和市南林間 2 丁目 9 番 3 号	訪問看護リハビリステーションケアフォレスト横浜	都筑区中川三丁目 28 番 16 号
		(旧) 座間市ひばりが丘 5 丁目 46 番 4 号		
令和 5 年 5 月 1 日	特定非営利活動法人にじいろケアハウス	緑区台村町 341 番地の 2	にじいろ訪問看護ステーション	(新) 緑区三保町 2,242 番地
				(旧) 緑区台村町 341 番地の 2

横浜市告示第 494 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 2 年 2 月 1 日	平野 雄一	(新) 星川みらい整骨院	(新) 保土ヶ谷区星川一丁目 5 番 9 号
		(旧) 野毛いきいき整骨院	(旧) 中区野毛町 1 丁目 23 番地の 3
令和 4 年 9 月 2 日	松浦 明	(新) 浅間台接骨院	(新) 神奈川区浅間台 1 番地の 8
		(旧) 松浦接骨・はり灸院	(旧) 神奈川区松本町 2 丁目 18 番地の 3

横浜市告示第 495 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 5 年 4 月 30 日	センター南やまもと 矯正歯科	都筑区茅ヶ崎中央 9 番 3 号
令和 5 年 5 月 20 日	栄区休日急患診療所	栄区公田町 635 番地
令和 5 年 5 月 31 日	さくら薬局	西区高島二丁目 5 番 12 号
同	よこはま高島町クリ ニック	西区高島二丁目 10 番 32 号
同	フローラ薬局	中区相生町 3 丁目 63 番地の 1
同	稲村眼科クリニック	中区伊勢佐木町 5 丁 目 125 番地
同	かりベクリニック	中区本町 1 丁目 3 番 地
同	A E O N F O O D S T Y L E 港南台店 第 2 薬局	港南区港南台三丁目 1 番 2 号
同	けやき薬局	磯子区下町 12 番 18 号
同	中山耳鼻咽喉科医院	金沢区瀬戸 4 番 3 号
同	田代歯科クリニック	港北区綱島西二丁目 5 番 30 号
同	医療法人社団一星会 みなみ台耳鼻科	緑区長津田みなみ台 四丁目 4 番地の 4
同	うさぎ薬局	緑区長津田みなみ台 六丁目 24 番地の 12
同	小川整形外科リハビ リテーションクリ ニック	栄区小菅ヶ谷一丁目 5 番 1 号
同	映双薬局	栄区長沼町 187 番地
令和 5 年 6 月 30 日	長原耳鼻咽喉科クリ	中区本郷町 2 丁目 45

	ニック	番地の 2
同	佐治内科	南区高根町 1 丁目 4 番地
同	しんよこ篠原口整形 外科リウマチ科	港北区篠原町 3,014 番地の 2
令和 5 年 7 月 31 日	薬樹薬局磯子	磯子区丸山一丁目 26 番 13 号

横浜市告示第 496 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 5 月 18 日	山 田 一 也	こもれび鍼灸マ ッサージ治療院	旭区笹野台二丁目 10 番 6 号

横浜市告示第 497 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名 称	所在地
令和 5 年 6 月 30 日	横浜駅西口歯科第 3 医院	西区北幸二丁目 9 番 10 号
令和 5 年 7 月 14 日	いずみ野歯科医院	泉区和泉町 6,216 番地の 13
令和 5 年 7 月 15 日	前田歯科医院	港北区日吉本町三丁目 33 番 14 号
令和 5 年 7 月 31 日	西本クリニック緑	緑区長津田町 5,293 番地
同	みつだ歯科・矯正歯科クリニック	栄区小菅ケ谷一丁目 5 番 4 号

横 浜 市 告 示 第 498 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 介 護 機 関 の 指 定

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 54 条 の 2 第 1 項 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 介 護 機 関 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

居 宅 介 護 事 業 者 （ 居 宅 療 養 管 理 指 導 ）

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
令 和 5 年 7 月 1 日	医 療 法 人 社 団 若 桜 会	神 奈 川 区 三 ツ 沢 中 町 6 番 18 号	中 町 歯 科 医 院	神 奈 川 区 三 ツ 沢 中 町 6 番 18 号

横浜市告示第 499 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 3 年 7 月 12 日	株式会社 K A Z U O . M	保土ヶ谷区 新桜ヶ丘二 丁目 30 番 1 号	(新)よこはま介 護センター	保土ヶ谷区新 桜ヶ丘二丁目 30 番 1 号
			(旧)横浜介護セ ンターみやぎ	
令和 4 年 12 月 11 日	アットライ ナ株式会社	栄区尾月 13 番 2 号	あった介護保 土ヶ谷	(新)保土ヶ谷区 新桜ヶ丘一丁 目 18 番 7 号
				(旧)保土ヶ谷区 新桜ヶ丘二丁 目 41 番 7 号
令和 5 年 4 月 10 日	特定非営利 活動法人ワ ーカーズ・ コレクティ ブたすけあ い磯子	(新)磯子区洋 光台四丁目 6 番 8 号	たすけあい磯 子	(新)磯子区洋光 台四丁目 6 番 8 号
		(旧)磯子区洋 光台五丁目 12 番 1 号		(旧)磯子区洋光 台五丁目 14 番 12 号
令和 5 年 5 月 24 日	株式会社 T O Y O コー ポレーショ ン	(新)金沢区六 浦南一丁目 3 番 1 号	ケアステーシ ョン湘南六浦	(新)金沢区瀬戸 10 番 8 号
		(旧)金沢区六 浦南一丁目 3 番 3 号		(旧)金沢区六浦 南一丁目 3 番 3 号
令和 5 年 6 月 1 日	株式会社ケ アリッツ・パ ートナーズ	東京都新宿 区新宿 4 丁 目 1 番 6 号	ケアリッツ鶴 見	(新)鶴見区鶴見 中央四丁目 35 番 21 号
				(旧)鶴見区鶴見 中央四丁目 30 番 16 号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 5 月 1 日	特定非営利 活動法人に じいろケア	(新)緑区三保 町 2,242 番 地	にじいろ訪問 看護ステーシ ョン	(新)緑区三保町 2,242 番地

	ハウス	(旧) 緑区 台村町 341 番地の 2		(旧) 緑区 台村町 341 番地の 2
令和 5 年 6 月 1 日	合同会社 F o r e s t	(新) 大和市 上草柳 4 丁目 3 番 5 号	訪問看護リハ ビリステーション ケアフオ レスト横浜	(新) 都筑区 中川三丁目 29 番 18 号
		(旧) 座間市 ひばりが丘 5 丁目 46 番 4 号		(旧) 都筑区 中川三丁目 28 番 16 号
同	相沢訪問看護 ステーション株式 会社	瀬谷区 相沢四丁目 10 番地の 36	(新) あいざわ訪 問看護リハビ リステーション	瀬谷区 相沢四丁目 10 番地の 36
			(旧) あいざわ訪 問看護ステー ション	

3 居宅介護事業者（訪問リハビリテーション）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成 31 年 4 月 5 日	医療法人社 団 智里会	磯子区 洋光台 六丁目 7 番 27 号	(新) 洋光台 中央 整形外科クリ ニック	磯子区 洋光台 三丁目 1 番 37 号
			(旧) 洋光台 中央 整形外科せぼ ねクリニック	

4 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 5 月 8 日	総合メディ カル株式会 社	(新) 福岡市中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号	そうごう薬局 神奈川新町店	神奈川区 新町 12 番地の 1
		(旧) 福岡市中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号		
同	同	(新) 福岡市中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号	そうごう薬局 エキニア横浜 店	西区 北幸一丁 目 1 番 8 号
		(旧) 福岡市中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号		
同	同	(新) 福岡市中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号	そうごう薬局 横濱ゲートタ ワー店	西区 高島一丁 目 2 番 5 号

		号 (旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号		
同	同	(新) 福岡市 中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号 (旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号	そうごう薬局 芹が谷店	港南区 芹が谷 五丁目 55 番 10 号
同	同	(新) 福岡市 中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号 (旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号	そうごう薬局 権太坂スクエ ア店	保土ヶ谷区 権 太坂三丁目 1 番 3 号
同	同	(新) 福岡市 中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号 (旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号	そうごう薬局 ライズモール 常盤台店	保土ヶ谷区 常 盤台 22 番 7 号
同	同	(新) 福岡市 中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号 (旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号	そうごう薬局 今宿店	旭区 今宿西町 285 番地の 1
同	同	(新) 福岡市 中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号 (旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号	そうごう薬局 高田駅前店	港北区 高田東 三丁目 1 番 8 号
同	同	(新) 福岡市 中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号	そうごう薬局 S O C O L A 日吉店	港北区 箕輪町 二丁目 7 番 42 号

		号 (旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号		
同	同	(新) 福岡市 中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号 (旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号	そうごう薬局 トレッサ横浜 店	港北区師岡町 700 番地
同	同	(新) 福岡市 中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号 (旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号	そうごう薬局 大倉山店	港北区師岡町 1,148 番地
同	同	(新) 福岡市 中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号 (旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号	そうごう薬局 長津田店	緑区長津田四 丁目 11 番 15 号
同	同	(新) 福岡市 中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号 (旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号	そうごう薬局 あざみ野店	青葉区荏田町 234 番地の 1
同	同	(新) 福岡市 中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号 (旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号	そうごう薬局 大船店	栄区笠間三丁 目 1 番 15 号

5 居宅介護事業者（通所リハビリテーション）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
-----------	------------	----------------	----------------	-----------------

平成 31 年 4 月 5 日	医療法人社 団智里会	磯子区洋光 台六丁目 7 番 27 号	(新)洋光台中央 整形外科クリ ニック	磯子区洋光台 三丁目 1 番 37 号
			(旧)洋光台中央 整形外科せぼ ねクリニック	

6 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 5 年 3 月 13 日	E-LIFE E 株式会社	藤沢市羽鳥 1 丁目 6 番 25 号	イーライフ株 式会社横浜営 業所	(新)瀬谷区三ツ 境 2 番地の 1
				(旧)瀬谷区瀬谷 五丁目 14 番地 の 9

7 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 5 年 3 月 13 日	E-LIFE E 株式会社	藤沢市羽鳥 1 丁目 6 番 25 号	イーライフ株 式会社横浜営 業所	(新)瀬谷区三ツ 境 2 番地の 1
				(旧)瀬谷区瀬谷 五丁目 14 番地 の 9

8 居宅介護支援事業者

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支援 事業所の名称	居宅介護支援 事業所の所在 地
令和 5 年 4 月 10 日	特定非営利 活動法人ワ ーカーズ・ コレクティ ブたすけあ い磯子	(新)磯子区洋 光台四丁目 6 番 8 号	たすけあい磯 子介護支援セ ンター	(新)磯子区洋光 台四丁目 6 番 8 号
		(旧)磯子区洋 光台五丁目 12 番 1 号		(旧)磯子区洋光 台五丁目 12 番 1 号
令和 5 年 6 月 1 日	株式会社モ リモリ	保土ヶ谷区 境木町 114 番地の 1	みんなの訪問 看護リハビリ ステーション 戸塚	(新)戸塚区小雀 町 1,465 番地 の 16 (旧)戸塚区戸塚 町 3,263 番地 の 11
同	相沢訪問看 護ステーション株 式会社	瀬谷区相沢 四丁目 10 番 地の 36	(新)あいざわ訪 問看護リハピ リステーション (旧)あいざわ訪 問看護ステー ション	瀬谷区相沢四 丁目 10 番地の 36

9 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月	事業者の名	主たる事務	介護予防事業	介護予防事業
------	-------	-------	--------	--------

日	称	所の所在地	所の名称	所の所在地
令和 5 年 5 月 1 日	特定非営利 活動法人に じいろケア ハウス	(新) 緑区三保 町 2,242 番 地	にじいろ訪問 看護ステーシ ョン	(新) 緑区三保町 2,242 番地
		(旧) 緑区台村 町 341 番地 の 2		(旧) 緑区台村町 341 番地の 2
令和 5 年 6 月 1 日	合同会社 F o r e s t	(新) 大和市上 草柳 4 丁目 3 番 5 号	訪問看護リハ ビリステーシ ョンケアフ ォレスト横浜	(新) 都筑区中川 三丁目 29 番 18 号
		(旧) 座間市ひ ばりが丘 5 丁目 46 番 4 号		(旧) 都筑区中川 三丁目 28 番 16 号
同	相沢訪問看護 ステーション株 式会社	瀬谷区相沢 四丁目 10 番 地の 36	(新) あいざわ訪 問看護リハビ リステーショ ン (旧) あいざわ訪 問看護ステー ション	瀬谷区相沢四 丁目 10 番地の 36

10 居宅介護事業者（介護予防訪問リハビリテーション）

変更年月 日	事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
平成 31 年 4 月 5 日	医療法人社 団智里会	磯子区洋光 台六丁目 7 番 27 号	(新) 洋光台中央 整形外科クリ ニク	磯子区洋光台 三丁目 1 番 37 号
			(旧) 洋光台中央 整形外科せぼ ねクリニック	

11 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 5 年 5 月 8 日	総合メディ カル株式会 社	(新) 福岡市中 央区大名 2 丁目 9 番 23 号	そうごう薬局 神奈川新町店	神奈川区新町 12 番地の 1
		(旧) 福岡市中 央区天神 2 丁目 14 番 8 号		
同	同	(新) 福岡市中 央区大名 2 丁目 9 番 23 号 (旧) 福岡市中 央区天神 2 丁目 14 番 8 号	そうごう薬局 エキニア横浜 店	西区北幸一丁 目 1 番 8 号

同	同	号 (新) 福岡市中 中央区大名 2 丁目 9 番 23 号	そうごう薬局 横濱ゲートタ ワー店	西区高島一丁 目 2 番 5 号
		(旧) 福岡市中 中央区天神 2 丁目 14 番 8 号		
同	同	(新) 福岡市中 中央区大名 2 丁目 9 番 23 号	そうごう薬局 芹が谷店	港南区芹が谷 五丁目 55 番 10 号
		(旧) 福岡市中 中央区天神 2 丁目 14 番 8 号		
同	同	(新) 福岡市中 中央区大名 2 丁目 9 番 23 号	そうごう薬局 権太坂スクエ ア店	保土ヶ谷区権 太坂三丁目 1 番 3 号
		(旧) 福岡市中 中央区天神 2 丁目 14 番 8 号		
同	同	(新) 福岡市中 中央区大名 2 丁目 9 番 23 号	そうごう薬局 ライズモール 常盤台店	保土ヶ谷区常 盤台 22 番 7 号
		(旧) 福岡市中 中央区天神 2 丁目 14 番 8 号		
同	同	(新) 福岡市中 中央区大名 2 丁目 9 番 23 号	そうごう薬局 今宿店	旭区今宿西町 285 番地の 1
		(旧) 福岡市中 中央区天神 2 丁目 14 番 8 号		
同	同	(新) 福岡市中 中央区大名 2 丁目 9 番 23 号	そうごう薬局 高田駅前店	港北区高田東 三丁目 1 番 8 号
		(旧) 福岡市中 中央区天神 2 丁目 14 番 8 号		

同	同	号 (新) 福岡市 中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号	そうごう薬局 S O C O L A 日吉店	港北区 箕輪町 二丁目 7 番 42 号
		(旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号		
同	同	(新) 福岡市 中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号	そうごう薬局 トレッサ横浜 店	港北区 師岡町 700 番地
		(旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号		
同	同	(新) 福岡市 中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号	そうごう薬局 大倉山店	港北区 師岡町 1,148 番地
		(旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号		
同	同	(新) 福岡市 中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号	そうごう薬局 長津田店	緑区 長津田 四 丁目 11 番 15 号
		(旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号		
同	同	(新) 福岡市 中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号	そうごう薬局 あざみ野店	青葉区 荏田町 234 番地の 1
		(旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号		
同	同	(新) 福岡市 中 央区 大名 2 丁目 9 番 23 号	そうごう薬局 大船店	栄区 笠間 三丁 目 1 番 15 号
		(旧) 福岡市 中 央区 天神 2 丁目 14 番 8 号		

12 居宅介護事業者（介護予防通所リハビリテーション）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成 31 年 4 月 5 日	医療法人社 団 智里会	磯子区洋光 台六丁目 7 番 27 号	(新) 洋光台中央 整形外科クリ ニク (旧) 洋光台中央 整形外科せぼ ねクリニック	磯子区洋光台 三丁目 1 番 37 号

13 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 3 月 13 日	E - L I F E 株式会社	藤沢市羽鳥 1 丁目 6 番 25 号	イーライフ株 式会社横浜営 業所	(新) 瀬谷区三ツ 境 2 番地の 1 (旧) 瀬谷区瀬谷 五丁目 14 番地 の 9

14 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 3 月 13 日	E - L I F E 株式会社	藤沢市羽鳥 1 丁目 6 番 25 号	イーライフ株 式会社横浜営 業所	(新) 瀬谷区三ツ 境 2 番地の 1 (旧) 瀬谷区瀬谷 五丁目 14 番地 の 9

15 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 4 年 12 月 11 日	アットライ ナ株式会社	栄区尾月 13 番 2 号	あった介護保 土ヶ谷	(新) 保土ヶ谷区 新桜ヶ丘一丁 目 18 番 7 号 (旧) 保土ヶ谷区 新桜ヶ丘二丁 目 41 番 7 号
令和 5 年 4 月 10 日	特定非営利 活動法人ワ ーカーズ・ コレクティ ブたすけあ い磯子	(新) 磯子区洋 光台四丁目 6 番 8 号 (旧) 磯子区洋 光台五丁目 12 番 1 号	たすけあい磯 子	(新) 磯子区洋 光台四丁目 6 番 8 号 (旧) 磯子区洋 光台五丁目 14 番 12 号
令和 5 年 5 月 24 日	株式会社 T O Y O コー ポレーショ ン	金沢区六浦 南一丁目 3 番 1 号	ケアステーシ ョン湘南六浦	(新) 金沢区瀬戸 10 番 8 号 (旧) 金沢区六浦 南一丁目 3 番 3 号

横浜市告示第 500 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 7 月 1 日	N P O 法人 リーガール	U リーグ	神奈川区東神奈川一丁目 8 番地の 6	生活介護
同	株式会社 H a r u	H a r u	神奈川区三ツ沢上町 1 番 13 号	就労継続支援 A 型
同	株式会社さくらモンデックス	さくら・介護ステーションにしよこはま	西区久保町 15 番 1 号	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
同	合同会社わーくぷらす	就労継続支援 B 型事業所メタゲム横浜	中区翁町 2 丁目 7 番地の 10	就労継続支援 B 型
同	株式会社アイトラスト	株式会社アイトラスト	南区山谷 82 番地の 4	行動援護、同行援護
同	合同会社さざん花	さざん花訪問介護事業所	南区睦町 1 丁目 6 番地の 1	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社アカリエ	A - S m i l e 井土ヶ谷	南区井土ヶ谷上町 14 番 8 号	居宅介護
同	合同会社盛福	ユーラク	南区井土ヶ谷下町 44 番地の 3	重度訪問介護
同	一般社団法人テイルウインド	えがおの風	南区榎町 2 丁目 51 番地の 1	居宅介護、行動援護、同行援護
同	M n e t 合同会社	えむねっとカフェ巳和名 (m i w a n a)	戸塚区深谷町 1, 717 番地の 1	就労継続支援 B 型
同	株式会社エターナル	エターナル二俣川	旭区二俣川 2 丁目 85 番地の 3	居宅介護、重度訪問介護、行動援護
同	公益社団法人青年海外	J ' s ワークさかえ	栄区小菅ヶ谷一丁目 2 番 1 号	就労継続支援 A 型

	協力協会			
同	有限会社ホームケア	さくらカンタキョウ	都筑区東山田一丁目 38 番 24 号	生活介護
同	有限会社ホームケア	さくらカンタキョウ	都筑区東山田一丁目 38 番 24 号	短期入所
令和 5 年 8 月 1 日	株式会社アイシアンナス	スマイルケア鶴見	鶴見区上末吉二丁目 1 番 14 号	居宅介護
同	株式会社 KZM	シェアピーアサービス	鶴見区下末吉一丁目 9 番 7 号	居宅介護、重度訪問介護
同	合同会社ハチクン	おやかた介護サービス	中区太田町 2 丁目 30 番地	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社アシストドリーム	アシストドリーム	金沢区富岡東五丁目 18 番 1 号	同行援護
同	ミモザ株式会社	ミモザヘルパーズ	戸塚区戸塚町 4, 856 番地	居宅介護
同	株式会社 Next Frontier	訪問介護事業所 十色	戸塚区上矢部町 1,600 番地の 10	居宅介護、重度訪問介護
同	合同会社フリーダム	訪問介護フリーダム	港南区野庭町 66 5 番地の 11	居宅介護
同	株式会社 SP	ヒラックス犬山訪問介護	栄区犬山町 59 番 1 号	居宅介護、重度訪問介護
同	社会福祉法人あおぼの実	コーポ Y O U	青葉区田奈町 31 番地の 1	共同生活援助
同	株式会社 サンライズ	サンライズインターナショナル	青葉区荏田北一丁目 6 番地の 4	短期入所
同	ケルビム・リンク合同会社	ケルビム・リンク合同会社	都筑区仲町台四丁目 16 番 18 号	行動援護

横浜市告示第 501 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項に規定する指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 5 年 7 月 1 日	特定非営利活動法人地域とともに歩む会	相談支援事業所 Calme	鶴見区汐入町 2 丁目 41 番地の 2
同	株式会社ラ・ヴィータ	相談支援事業所 こばん	神奈川区西神奈川一丁目 9 番地の 2
令和 5 年 8 月 1 日	一般社団法人鶴見区医師会	鶴見区医師会相談支援ステーション	鶴見区矢向二丁目 13 番 5 号
同	特定非営利活動法人地域活動支援センターあいの木	あいの木るーむ	南区六ツ川二丁目 107 番地の 65

横浜市告示第 502 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 3 月 31 日	特定非営利活動法人メンタルサポートあおば	横浜市青葉区生活支援センターほっとサロン青葉	青葉区荏田西二丁目 14 番地の 3	自立生活援助
令和 5 年 4 月 30 日	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター大口	神奈川区大口通 135 番地の 5	同行援護
令和 5 年 5 月 18 日	株式会社 v i v e l y	就労移行パートナーズ横浜関内	中区万代町 1 丁目 2 番地の 12	就労移行支援
令和 5 年 5 月 31 日	株式会社 ケア・タウン	株式会社 ケア・タウン	西区久保町 6 番 26 号	居宅介護、重度訪問介護
同	特定非営利活動法人さくらんぼ	特定非営利活動法人さくらんぼ	瀬谷区三ツ境 10 番地の 6	居宅介護
同	特定非営利活動法人愛のささえ	ユリのささえ	瀬谷区阿久和南二丁目 10 番地の 2	就労継続支援 B 型
令和 5 年 6 月 1 日	合同会社 ゆずりは	ゆずりは	磯子区岡村三丁目 17 番 32 号	居宅介護、重度訪問介護
同	合同会社 たまえ	たまえステーション	戸塚区汲沢八丁目 34 番 33 号	居宅介護、重度訪問介護
同	N P O 法人 たんまち福祉活動ホーム	地域作業所 ワークスみなと	神奈川区反町 1 丁目 5 番地の 13	就労継続支援 B 型
令和 5 年 6 月 30 日	一般社団法人 聖羅会	さくらの樹	都筑区東山田町 1,261 番地の 1	生活介護、就労継続支援 B 型
同	株式会社 ドリームライツ	ふじケアヘルパーズステーション横浜	中区末吉町 4 丁目 71 番地の 3	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社 ツクイ	ツクイ横浜第二	緑区中山一丁目 5 番 25 号	居宅介護、重度訪問介護

				護
同	株式会社 M & H	就労移行支援 事業所 ライ フエール 横 浜	神奈川県鶴屋 町 3 丁目 35 番 地の 8	就労移行支 援
同	社会福祉法 人横浜社会 福祉協会	鶴見ワークト レーニングハ ウス	鶴見区豊岡町 28 番 4 号	短期入所
令和 5 年 7 月 31 日	株式会社ア ライブネッ ト	就労移行支援 事業所 マナ ビ 横 浜	中区不老町 2 丁目 9 番地の 2	就労移行支 援

横浜市告示第 503 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 2 項の規定に基づき、指定一般相談支援事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 3 月 31 日	特定非営利 活動法人メ ンタルサポ ートあおば	ほっとサロン 青葉こころの 相談室	青葉区荏田西 二丁目 14 番地 の 3	地域移行支 援、地域定 着支援

横浜市告示第 504 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項の規定に基づき、指定特定相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	特定非営利活動 法人メンタルサ ポートあおば	ほっとサロン青葉 こころの相談室	青葉区荏田西二 丁目 14 番地の 3
令和 5 年 7 月 1 日	合同会社 A I M	A I M コンサル テーションサポー ト	南区高根町 3 丁 目 18 番地の 18

横 浜 市 告 示 第 505 号

地 方 公 営 企 業 法 の 財 務 規 定 等 を 適 用 す る 下 水 道 事 業 の 収
納 取 扱 金 融 機 関 の 指 定 の 一 部 改 正

地 方 公 営 企 業 法 の 財 務 規 定 等 を 適 用 す る 下 水 道 事 業 の 収 納 取 扱 金
融 機 関 の 指 定 (昭 和 39 年 4 月 横 浜 市 告 示 第 57 号) の 一 部 を 次 の よ う
に 改 正 し、 令 和 5 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

表 中

「

株 式 会 社 東 日 本 銀 行

同

」

を

「

株 式 会 社 東 日 本 銀 行

全 国

」

に 改 め る。

横 浜 市 告 示 第 506 号

指 定 納 付 受 託 者 の 指 定

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 231 条 の 2 の 3 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 指 定 納 付 受 託 者 を 指 定 し た 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 納 付 受 託 者 の 名 称
大 和 ハ ウ ス フ ィ ナ ン シ ャ ル 株 式 会 社
- 2 指 定 納 付 受 託 者 の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地
大 阪 府 大 阪 市 中 央 区 北 浜 東 4 番 33 号
- 3 指 定 納 付 受 託 者 を 指 定 し た 日
令 和 5 年 8 月 8 日
- 4 指 定 納 付 受 託 者 に 納 付 さ せ る 歳 入
キ ャ ッ シ ュ レ ス 決 済 に よ る 粗 大 ご み 処 理 手 数 料 納 付
- 5 指 定 納 付 受 託 者 に 納 付 さ せ る 期 間
令 和 5 年 10 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 507 号

横浜国際港都建設計画道路の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 横浜国際港都建設計画道路
3・4・3 号環状 4 号線
- (2) 横浜国際港都建設計画道路
3・3・53 号上川井瀬谷 1 号線
- (3) 横浜国際港都建設計画道路
3・3・54 号上川井瀬谷 2 号線

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 3・4・3 号環状 4 号線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
なし
 - ウ 変更する部分
瀬谷区瀬谷町及び中屋敷三丁目地内
- (2) 3・3・53 号上川井瀬谷 1 号線
 - ア 追加する部分
旭区上川井町並びに瀬谷区瀬谷町及び中屋敷三丁目地内
 - イ 削除する部分
なし
 - ウ 変更する部分
なし
- (3) 3・3・54 号上川井瀬谷 2 号線
 - ア 追加する部分
旭区上川井町及び瀬谷区瀬谷町地内
 - イ 削除する部分
なし
 - ウ 変更する部分
なし

横浜市告示第 508 号

横浜国際港都建設計画道路の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画道路

3・3・9 号国道 16 号線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

旭区上川井町並びに瀬谷区卸本町、上瀬谷町、北町、五貫目町、瀬谷町及び目黒町地内

公 告

横 浜 市 公 告 第 479 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 新 設 の 届 出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

届 出 事 項	届 出 内 容
大規模小売店舗の名称及び所在地	（仮称）イオンスタイル高田西 港北区高田西一丁目753番の1ほか
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武 美 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武 美 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1 ほか未定
大規模小売店舗の新設をする日	令和6年3月25日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	4,050 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 235 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 142 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 221.31 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 23.76 m ³

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後 10 時 30 分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 6 時 30 分から午後 11 時まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口 2 か所、出口 2 か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 6 時から午後 11 時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和 5 年 7 月 24 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

港北区大豆戸町 26 番地の 1

横浜市港北区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 480 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

オルトモール

神奈川区新子安一丁目 2 番 4 号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社イイダ

代表取締役 飯田 泰之

神奈川区新子安一丁目 1 番 11 号

ほか 6 者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 曾我清隆 西区北幸二丁目 9 番 14 号 ほか 4 者	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 曾我清隆 西区北幸二丁目 9 番 14 号 ほか 5 者

(4) 変更の年月日

令和 4 年 12 月 12 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の出店のため ほか

2 届出年月日

令和 5 年 7 月 28 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 481 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

な お、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に、 横 浜 市 長 に 対 し、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

ト レ ッ サ 横 浜

港 北 区 師 岡 町 700 番 地 ほ か

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

株 式 会 社 ト ヨ タ オ ー ト モ ー ル ク リ エ イ ト

代 表 取 締 役 河 合 利 夫

名 古 屋 市 中 村 区 平 池 町 4 丁 目 60 番 地 の 12

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 ト ヨ タ オ ー ト モ ー ル ク リ エ イ ト 代 表 取 締 役 河 合 利 夫 名 古 屋 市 中 村 区 名 駅 3 丁 目 24 番 14 号	株 式 会 社 ト ヨ タ オ ー ト モ ー ル ク リ エ イ ト 代 表 取 締 役 河 合 利 夫 名 古 屋 市 中 村 区 平 池 町 4 丁 目 60 番 地 の 12
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 東 京 ソ ワ ー ル 代 表 取 締 役 村 越 眞 二 東 京 都 港 区 南 青 山 1 丁 目 1 番 1 号 ほ か 115 者	株 式 会 社 東 京 ソ ワ ー ル 代 表 取 締 役 小 泉 純 一 東 京 都 港 区 南 青 山 1 丁 目 1 番 1 号 ほ か 92 者

(4) 変 更 の 年 月 日

平 成 29 年 4 月 1 日 ほ か

(5) 変 更 し た 理 由

設 置 者 の 住 所 変 更 の た め ほ か

2 届 出 年 月 日

令 和 5 年 7 月 31 日

3 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第 482 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東戸塚西口プラザ

戸塚区川上町 87 番地の 8 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山 一也

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 339 台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 200 台
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 10 時 （年間 60 日は午前 9 時） 閉店時刻 午後 10 時 ほか	開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 9 時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	24 時間ほか	午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
荷さばき施設にお	24 時間	午前 6 時から午後 11

いて荷さばきを行 うことができる時 間帯		時まで
----------------------------	--	-----

(添付図面は省略)

(4) 変更する年月日

令和 6 年 3 月 26 日

(5) 変更する理由

営業計画変更のため

2 届出年月日

令和 5 年 7 月 25 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 483 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

オルトモール

神奈川区新子安一丁目 2 番 4 号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社イイダ

代表取締役 飯田 泰之

神奈川区新子安一丁目 1 番 11 号

ほか 6 者

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,170 m ²	2,387 m ²
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 8 時 閉店時刻 午後 10 時 ほか	開店時刻 午前 8 時 閉店時刻 午後 11 時 ほか
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 163 台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 142 台

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和 6 年 8 月 1 日ほか

(5) 変更する理由

原動機付自転車駐輪場増設のため ほか

2 届出年月日

令和 5 年 7 月 28 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 484 号

事 後 調 査 計 画 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38
条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 東 高 島 駅 北 地 区 C 地 区 棟 計 画 に
係 る 事 後 調 査 計 画 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 485 号

事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38
条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 現 市 庁 舎 街 区 活 用 事 業 に 係 る 事 後
調 査 結 果 報 告 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 486 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和 5 年 3 月横浜市公告第 137 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
神奈川県羽沢町字松原 1,130 番の 2 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
セレン及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の試料採取等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準に適合することを確認したため。

横浜市公告第 487 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
北寺尾第一公園	鶴見区北寺尾三丁目 14 番	別図のとおり 514 m ²	立入禁止	令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 2 月 9 日まで
馬場町第二公園	鶴見区馬場三丁目 27 番	別図のとおり 211 m ²	立入禁止	令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 2 月 9 日まで
矢向二ヶ領公園	鶴見区矢向六丁目 18 番	別図のとおり 279 m ²	立入禁止	令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 2 月 9 日まで
笹堀第二公園	磯子区岡村八丁目 15 番	別図のとおり 366 m ²	立入禁止	令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
杉田大谷第一公園	磯子区杉田七丁目 14 番	別図のとおり 2,375 m ²	立入禁止	令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
洋光台六丁目公園	磯子区洋光台六丁目 21 番	別図のとおり 2,818 m ²	立入禁止	令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 488 号

公 園 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	面 積		変 更 年 月 日
			新	旧	
新 羽 丘 陵 公 園	港 北 区 新 羽 町 1,491 番 の 1	別 図 の と お り	29,600 m ²	24,996 m ²	令 和 5 年 8 月 25 日

別 図 (省 略)

横 浜 市 公 告 第 489 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 5 年 7 月 1 日	00061	株 式 会 社 協 和 日 成 神 奈 川 支 店	川 野 茂	(新) 大 和 市 深 見 東 1 丁 目 6 番 7 号
				(旧) 川 崎 市 高 津 区 末 長 4 丁 目 7 番 8 号

横浜市公告第 490 号

廃物の認定

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第 31 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、次の放置自動車及び沈船等は、この公告を行った日から起算して 10 日を経過したときは、廃物として認定する。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 放置自動車

放置場所	車名
南区六ツ川二丁目	スズキ スカイウェイブ

2 沈船等

放置場所	船名
神奈川区神奈川一丁目	M E T E O / M . I . T

横浜市公告第 491 号

横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画道路の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・5・26号戸塚線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
戸塚区戸塚町地内
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
なし
- 3 縦覧期間
令和 5 年 8 月 25 日から令和 5 年 9 月 8 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 5 年 8 月 25 日から令和 5 年 9 月 8 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
戸塚区戸塚町 16 番地の 17
横浜市戸塚区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 492 号

横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画道路の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・3・27号国道1号線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
戸塚区汲沢町及び戸塚町地内
- 3 縦覧期間
令和 5 年 8 月 25 日から令和 5 年 9 月 8 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 5 年 8 月 25 日から令和 5 年 9 月 8 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
戸塚区戸塚町 16 番地の 17
横浜市戸塚区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 493 号

横浜国際港都建設計画下水道の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画下水道の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画下水道
横浜公共下水道
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
金沢区幸浦二丁目地内
 - (3) 変更する部分
なし
- 3 縦覧期間
令和 5 年 8 月 25 日から令和 5 年 9 月 8 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 5 年 8 月 25 日から令和 5 年 9 月 8 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号
横浜市金沢区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 494 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 三 井 杉 田 台 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 495 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 11 月 22 日 第 2021 開 1713 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
青 葉 区 田 奈 町 15 番 地 の 23
土 志 田 嘉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 し ら と り 台 62 番 の 1 、 62 番 の 22 、 62 番 の 33 か ら 62 番 の 35
ま で 、 62 番 の 44 、 62 番 の 45 及 び 100 番 の 84

横 浜 市 公 告 第 496 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 11 月 29 日 第 2022 開 1208 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 相 沢 一 丁 目 4 番 地 の 1
株 式 会 社 真 和 産 業
代 表 取 締 役 川 口 俊 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 鴨 居 五 丁 目 1,690 番 の 1 、 1,690 番 の 2 、 1,690 番 の 6 か
ら 1,690 番 の 12 ま で 、 1,690 番 の 13 の 一 部 、 1,694 番 の 1 の 一 部
、 1,694 番 の 3 、 1,706 番 の 1 の 一 部 、 1,706 番 の 3 の 一 部 、 1,
708 番 の 一 部 、 1,709 番 の 一 部 及 び 2,695 番 の 15

横 浜 市 公 告 第 497 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 1 月 13 日 第 2022 開 1408 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 中 央 区 銀 座 4 丁 目 12 番 15 号
株 式 会 社 アーキテクト・ディベロッパー
代 表 取 締 役 木 本 啓 紀
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 三 ツ 境 111 番 の 9 、 111 番 の 30 及 び 111 番 の 31

横 浜 市 公 告 第 498 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 3 月 22 日 第 2022 開 1212 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
青 葉 区 新 石 川 二 丁 目 4 番 地 の 12
さ くら 地 所 株 式 会 社
代 表 取 締 役 白 井 重 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 東 本 郷 一 丁 目 437 番 の 2 及 び 437 番 の 16 か ら 437 番 の 21 ま
で

横 浜 市 公 告 第 499 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 5 月 12 日 第 2023 開 1201 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
緑 区 新 治 町 691 番 地
加 藤 真 理 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 新 治 町 609 番 の 1 、 609 番 の 5 及 び 609 番 の 6

横浜市公告第 500 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 4 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 5 年 8 月 15 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
23.16 m
- 5 指定の場所
中区大平町 28 番の 3
- 6 申請者の氏名
ツクミエステート株式会社
代表取締役 嘉村隆宏

横 浜 市 公 告 第 501 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2023 ・ 7 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 5 年 8 月 7 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
16.26 m
- 5 指 定 の 場 所
保 土 ヶ 谷 区 今 井 町 599 番 の 9
- 6 申 請 者 の 氏 名
デ ッ ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 高 山 裕 司

横 浜 市 公 告 第 502 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2023 ・ 7 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 5 年 8 月 8 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
75.89 m
- 5 指 定 の 場 所
保 土 ヶ 谷 区 常 盤 台 242 番 の 13
- 6 申 請 者 の 氏 名
つ く み ホ ー ム ズ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 岸 真 也

横浜市公告第 503 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 17 ・ 2 号
- 2 指定年月日
令和 5 年 8 月 15 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
19.99 m
- 5 指定の場所
青葉区新石川四丁目 32 番の 10
- 6 申請者の氏名
神奈川グランディハウス株式会社
代表取締役 大竹 順 一

横 浜 市 公 告 第 504 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 5 年 8 月 10 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
8.15 m
- 4 廃 止 の 場 所
保 土 ヶ 谷 区 鎌 谷 町 69 番 の 35 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 505 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 7 月 28 日

2 廃 止 す る 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 す る 道 路 の 延 長

251.40 m

4 廃 止 の 場 所

瀬 谷 区 二 ツ 橋 町 424 番 の 4 地 先 から 431 番 の 30 地 先 ま で 、 427
番 地 先 から 466 番 の 1 地 先 ま で 及 び 458 番 の 8 地 先 から 459 番 の
14 地 先 ま で

横浜市公告第 506 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 40・106 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 8 月 10 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
77.00 m
- 5 廃止の場所
南区中里四丁目 612 番の 3 地先から 612 番の 12 地先まで

横浜市公告第 507 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 35・47 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 8 月 10 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
118.90 m
- 5 廃止の場所
旭区東希望が丘 76 番の 2 地先から 81 番の 5 地先まで

横 浜 市 公 告 第 508 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 32 ・ 34 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 5 年 8 月 15 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.60 m ないし 6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
59.50 m
- 5 廃 止 の 場 所
旭 区 東 希 望 が 丘 82 番 の 40 地 先 か ら 83 番 の 5 地 先 ま で

横浜市公告第 509 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 40・61 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 8 月 10 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
66.00 m
- 5 廃止の場所
戸塚区戸塚町 3,064 番の 2 地先から 3,093 番の 37 地先まで

横浜市公告第 510 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 43・22 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 8 月 10 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
69.00 m
- 5 廃止の場所
栄区元大橋一丁目 1,042 番の 9 地先から 1,044 番の 3 地先まで

横浜市公告第 511 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 60・14・8 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 7 月 27 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
5.00 m
- 5 廃止の場所
瀬谷区瀬谷二丁目 2 番の 20

横浜市公告第 512 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 44・24 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 8 月 10 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
126.00 m
- 5 廃止の場所
瀬谷区宮沢三丁目 2 番の 24 地先から 3 番の 1 地先まで及び 2 番の 25 地先から 3 番の 2 地先まで

横 浜 市 公 告 第 513 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 定 款 変 更 の 認 可

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 39 条 第 1 項 の 規 定 に
基 づ き 、 土 地 区 画 整 理 組 合 の 定 款 の 変 更 を 次 の と お り 認 可 し た 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 組 合 の 名 称
泉 ゆ め が 丘 土 地 区 画 整 理 組 合
- 2 事 業 施 行 期 間
平 成 26 年 8 月 15 日 か ら 令 和 7 年 3 月 31 日 ま で
- 3 施 行 地 区
泉 区 下 飯 田 町 、 和 泉 町 及 び 和 泉 中 央 南 五 丁 目 の 各 一 部
- 4 事 務 所 の 所 在 地
泉 区 和 泉 町 3,243 番 地 の 1
- 5 設 立 認 可 年 月 日
平 成 26 年 8 月 15 日
- 6 変 更 認 可 年 月 日
令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 公 告 第 514 号

市 街 地 再 開 発 組 合 の 解 散 の 認 可

都 市 再 開 発 法 (昭 和 44 年 法 律 第 38 号) 第 45 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ
き、市 街 地 再 開 発 組 合 の 解 散 を 次 の と お り 認 可 し た。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 組 合 の 名 称
大 船 駅 北 第 二 地 区 市 街 地 再 開 発 組 合
- 2 設 立 認 可 の 年 月 日
平 成 27 年 1 月 23 日
- 3 解 散 認 可 の 年 月 日
令 和 5 年 8 月 25 日

区 告 示

港南区告示第 5 号（令和 5 年 8 月 9 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、野村港南台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 9 日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	伊 藤 晴 夫 港南区日野南六丁目 2 番 3 号	関 根 順 一 港南区日野南六丁目 25 番 25 号

港南区告示第 6 号（令和 5 年 8 月 9 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、港南つつじヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 9 日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	谷 一 浩 港南区日野南七丁目 16 番 18 号	秋 元 健 司 港南区日野南七丁目 8 番 16 号

港南区告示第 7 号（令和 5 年 8 月 9 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、中永谷団地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 9 日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中山和夫 港南区下永谷五丁目 69 番 9 号	齋藤澄子 港南区下永谷五丁目 76 番 3 号

保土ヶ谷区告示第 7 号（令和 5 年 8 月 10 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、上菅田中央自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 10 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
区域	横浜市保土ヶ谷区上菅田町 274 番地、277 番地から 279 番地まで、285 番地、570 番地、583 番地から 588 番地まで、590 番地から 595 番地まで、597 番地、604 番地、608 番地、614 番地、630 番地から 632 番地まで、655 番地、662 番地、664 番地、666 番地、675 番地、687 番地、688 番地、692 番地、703 番地、705 番地、717 番地から 724 番地まで、735 番地、736 番地、743 番地から 749 番地まで、751 番地、754 番地、755 番地、757 番地から 760 番地まで、762 番地、764 番地、765 番地、781 番地、791 番地から 798 番地まで、800 番地、823 番地、825 番地、828 番地から 830 番地まで、1,076 番地及び 1,079 番地から 1,084 番地まで	横浜市保土ヶ谷区上菅田町 274 番地、277 番地から 279 番地まで、285 番地、570 番地、583 番地から 588 番地まで、590 番地から 595 番地まで、597 番地、604 番地、608 番地、614 番地、630 番地から 632 番地まで、655 番地、659 番地、662 番地、664 番地、666 番地、675 番地、687 番地、688 番地、692 番地、703 番地、705 番地、717 番地から 724 番地まで、735 番地、743 番地から 749 番地まで、751 番地、754 番地、755 番地、757 番地から 760 番地まで、764 番地、765 番地、781 番地、791 番地から 801 番地まで、823 番地、825 番地、828 番地から 830 番地まで、1,075 番地、1,076 番地及び 1,079 番地から 1,084 番地まで

保土ヶ谷区告示第 8 号（令和 5 年 8 月 10 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、上菅田中央自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 10 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
区域	横浜市保土ヶ谷区上菅田町 274 番地、277 番地から 279 番地まで、285 番地、570 番地、583 番地から 588 番地まで、590 番地から 595 番地まで、597 番地、604 番地、608 番地、614 番地、630 番地から 632 番地まで、655 番地、659 番地、662 番地、664 番地、666 番地、675 番地、687 番地、688 番地、692 番地、703 番地、705 番地、715 番地、717 番地から 724 番地まで、735 番地、743 番地から 749 番地まで、751 番地、754 番地、755 番地、757 番地から 762 番地まで、764 番地、765 番地、781 番地、791 番地から 801 番地まで、823 番地、825 番地から 830 番地まで、1,075 番地、1,076 番地及び 1,079 番地から 1,084 番地まで	横浜市保土ヶ谷区上菅田町 274 番地、277 番地から 279 番地まで、285 番地、570 番地、583 番地から 588 番地まで、590 番地から 595 番地まで、597 番地、604 番地、608 番地、614 番地、630 番地から 632 番地まで、655 番地、659 番地、662 番地、664 番地、666 番地、675 番地、687 番地、688 番地、692 番地、698 番地、702 番地、705 番地、713 番地、715 番地から 717 番地から 724 番地まで、735 番地、743 番地から 749 番地まで、751 番地、754 番地、755 番地、757 番地から 762 番地まで、764 番地、765 番地、791 番地、801 番地から 801 番地まで、823 番地、825 番地から 830 番地まで、1,075 番地、1,076 番地及び 1,079 番地から 1,084 番地まで

保土ヶ谷区告示第 9 号（令和 5 年 8 月 10 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、芙蓉ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 10 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
事務所の所在地	保土ヶ谷区上菅田町 43 番地	保土ヶ谷区上菅田町 43 番地の 94
区域	保土ヶ谷区上菅田 418 番地、431 番地、432 番地、455 番地及び 456 番地の 5 までの区域	保土ヶ谷区上菅田 418 番地、431 番地、432 番地、455 番地及び 456 番地の 13 までの区域

瀬谷区告示第 7 号（令和 5 年 8 月 10 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、二ツ橋北部自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 10 日

横浜市瀬谷区長 植 木 八千代

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の住所	瀬谷区二ツ橋町 475 番地	瀬谷区二ツ橋町 469 番地の 24

旭区告示第 16 号（令和 5 年 8 月 15 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、東急白根自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 15 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山村謙三 旭区中白根一丁目 17 番 5 号	富田久美恵 旭区中白根二丁目 24 番 11 号

中区告示第 5 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、麦田町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市中区長 小林 英 二

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	石 井 清 中区麦田町 1 丁目 7 番地	齋 藤 順 受 中区麦田町 3 丁目 66 番地

中 区 告 示 第 6 号

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 千 代 崎 1 ・ 2 ・ 3 丁 目 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 8 月 25 日

横 浜 市 中 区 長 小 林 英 二

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	菊 池 雅 之 中 区 千 代 崎 町 2 丁 目 49 番 地	田 中 喜 昭 中 区 千 代 崎 町 2 丁 目 31 番 地

中区告示第 7 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、元町自治運営会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市中区長 小林 英 二

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山口 紀久雄 中区元町 5 丁目 208 番地	寶田 雄二 中区元町 3 丁目 136 番地の 1

中区告示第 8 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、北方町 2 丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市中区長 小林 英 二

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	鶴 島 章 泰 中区北方町 2 丁目 85 番地	黒 瀬 大 造 中区北方町 2 丁目 10 9 番地の 5

磯子区告示第 3 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、丸山第二町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市磯子区長 関 森 雅 之

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	藪 田 清 治 磯子区丸山二丁目 8 番 15 - 304 号	遠 藤 志 保 子 磯子区丸山二丁目 8 番 8 号

磯子区告示第 4 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、メール・ド磯子自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市磯子区長 関 森 雅 之

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	柳 下 園 子 磯子区杉田七丁目 24 番 1 号	瀧 本 厚 子 磯子区杉田七丁目 24 番 4 号

磯子区告示第 5 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、メール・ド磯子自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市磯子区長 関 森 雅 之

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	瀧本厚子 磯子区杉田七丁目 24 番 4 号	小宮山博子 磯子区杉田七丁目 19 番 3 号

区 公 告

瀬谷区公告第 6 号（令和 5 年 8 月 1 日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 5 年 8 月 1 日

横浜市瀬谷区長 植 木 八千代

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 36 - 88 浜 横浜	令和 4 年 4 月 10 日
横 7 - 94 浜 横浜	令和 4 年 5 月 11 日

水道局

横浜市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する

。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山 岡 秀 一

水道局規程第 6 号

横浜市水道条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市水道条例施行規程（昭和 33 年 6 月水道局規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「第 1 項」を削り、第 19 条の 2 第 1 項中「世帯が」を「世帯を」に改め、第 22 条第 3 項中「第 1 項の表料金の項(5)」を「第 1 項の表料金の項(4)」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会

横浜市教育委員会告示第 20 号

公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市教育委員会

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市立井土ヶ谷 小学校長印	令和 5 年 8 月 25 日	 (方 21 ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市立井土ヶ谷 小学校長印	令和 5 年 8 月 25 日	 (方 21 ミリメートル)

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第 15 号（令和 5 年 7 月 31 日 掲 示 済）

委員長等の氏名

令和 5 年 7 月 31 日 次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 5 年 7 月 31 日

横浜市選挙管理委員会

委員長

田 中 忠 昭

委員長職務代理者

川 口 正 壽

その他

電子署名に用いる証明書

横浜市行政文書取扱規程（平成 17 年 3 月達第 1 号）第 26 条第 1 項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和 5 年 8 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 横浜市長（特別徴収税額通知書送信専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=YokohamaShichoTokubetsuchoshuzeitakatsuchishoSoshinSenyo OU=Hojinkazeika OU=Shuzeibu OU=Zaiseikyoku OU=Yokohama City L=Kanagawa O=Local Governments C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 8 月 25 日
有効期限	令和 10 年 7 月 27 日
シリアル番号	5b 87 8d e1
フィンガープリント	4e ee cc 4f 52 fd 2f 6f 2b f6 f5 6f b0 6f e2 79 93 e4 16 30

2 横浜市長（特別徴収税額通知書送信専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=YokohamaShichoTokubetsuchoshuzeitakatsuchishoSoshinSenyo OU=Hojinkazeika OU=Shuzeibu OU=Zaiseikyoku OU=Yokohama City L=Kanagawa O=Local Governments C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 8 月 25 日
有効期限	令和 10 年 7 月 27 日
シリアル番号	5b 87 8d e2
フィンガープリント	9f a3 9b bf 15 b3 78 12 4f 42 56 9f 56 e1 8c b6 2b 0e 05 fa

3 横浜市長（特別徴収税額通知書送信専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=YokohamaShichoTokubetsuchoshuzeitakatsuchishoSoshinSenyo OU=Hojinkazeika OU=Shuzeibu OU=Zaiseikyoku OU=Yokohama City L=Kanagawa O=Local Governments C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 8 月 25 日
有効期限	令和 10 年 7 月 27 日
シリアル番号	5b 87 8d e3
フィンガープリント	8d c7 9a 3d 4d 7c bc 04 09 e8 41 9f a1 0b 2b 88 e6 3e 15 22

4 横浜市長（特別徴収税額通知書送信専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=YokohamaShichoTokubetsuchoshuzeitakatsuchishoSoshinSenyo OU=Hojinkazeika OU=Shuzeibu OU=Zaiseikyoku OU=Yokohama City L=Kanagawa O=Local Governments C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 8 月 25 日
有効期限	令和 10 年 7 月 27 日
シリアル番号	5b 87 8d e4
フィンガープリント	df 0b 32 be da 3d 69 4e 0b 1d d1 b8 90 64 50 80 33 0b 54 93

5 横浜市長（特別徴収税額通知書送信専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=YokohamaShichoTokubetsuchoshuzeitakatsuchishoSoshinSenyo OU=Hojinkazeika OU=Shuzeibu OU=Zaiseikyoku OU=Yokohama City L=Kanagawa O=Local Governments C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2

使用を開始する日	令和 5 年 8 月 25 日
有効期限	令和 10 年 7 月 27 日
シリアル番号	5b 87 8d e5
フィンガープリント	83 4c ca ad b5 92 8c 01 6d cc 62 a8 9e 6e cf 5b 64 56 39 48

6 横浜市長（特別徴収税額通知書送信専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=YokohamaShichoTokubetsuchoshuzeigakutsuchishoSoshinSenyo OU=Hojinkazeika OU=Shuzeibu OU=Zaiseikyoku OU=Yokohama City L=Kanagawa O=Local Governments C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 8 月 25 日
有効期限	令和 10 年 7 月 27 日
シリアル番号	5b 87 8d e6
フィンガープリント	9b e8 ca 69 23 9d 6f ce 5d eb 6b 6f 21 1e 38 e1 c9 6a d1 47

7 横浜市長（特別徴収税額通知書送信専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=YokohamaShichoTokubetsuchoshuzeigakutsuchishoSoshinSenyo OU=Hojinkazeika OU=Shuzeibu OU=Zaiseikyoku OU=Yokohama City L=Kanagawa O=Local Governments C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 8 月 25 日
有効期限	令和 10 年 7 月 27 日
シリアル番号	5b 87 8d e7
フィンガープリント	f6 53 08 7a 03 8e 86 24 14 ce 96 2b 64 4a 55 3c 81 f7 87 76

8 横浜市長（特別徴収税額通知書送信専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=YokohamaShichoTokubetsuchoshuzeigakutsuchishoSoshinSenyo OU=Hojinkazeika OU=Shuzeibu OU=Zaiseikyoku OU=Yokohama City
---------------	---

	L=Kanagawa O=Local Governments C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 8 月 25 日
有効期限	令和 10 年 7 月 27 日
シリアル番号	5b 87 8d e8
フィンガープリント	b8 9d 33 7a 57 40 8e 34 44 28 a3 0b 4e 92 a5 97 e4 da 5c b0

9 横浜市長（特別徴収税額通知書送信専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=YokohamaShichoTokubetsuchoshuzeitgakutsuchishoSoshinSenyo OU=Hojinkazeika OU=Shuzeibu OU=Zaiseikyoku OU=Yokohama City L=Kanagawa O=Local Governments C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 8 月 25 日
有効期限	令和 10 年 7 月 27 日
シリアル番号	5b 87 8d e9
フィンガープリント	83 0a 6f 19 ac 5c a1 41 b6 ff 40 c5 e0 27 e8 fa 29 c8 a5 7e

10 横浜市長（特別徴収税額通知書送信専用）

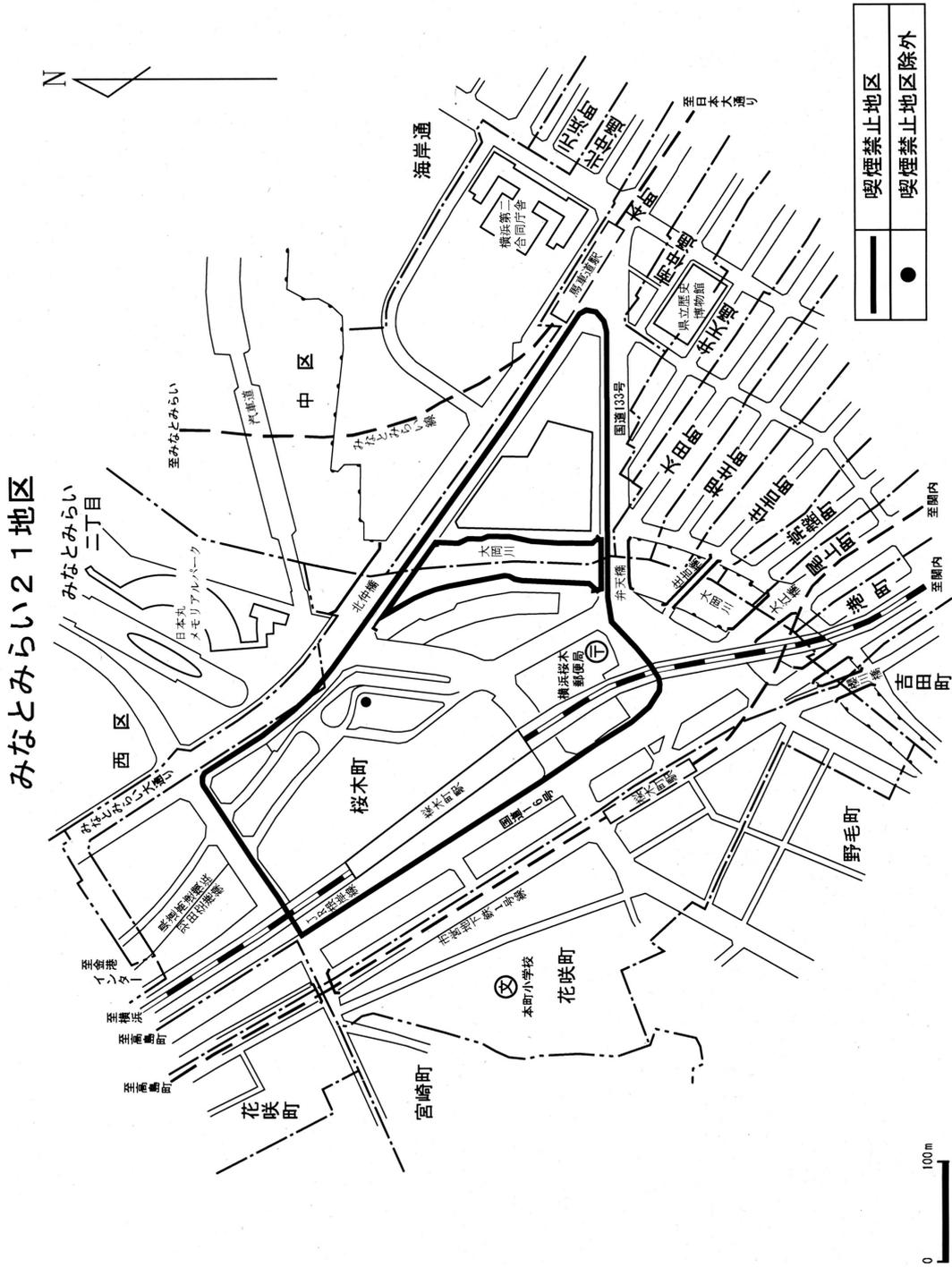
署名者の電子媒体上での表示	CN=YokohamaShichoTokubetsuchoshuzeitgakutsuchishoSoshinSenyo OU=Hojinkazeika OU=Shuzeibu OU=Zaiseikyoku OU=Yokohama City L=Kanagawa O=Local Governments C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 5 年 8 月 25 日
有効期限	令和 10 年 7 月 27 日
シリアル番号	5b 87 8d ea
フィンガープリント	ff 1b 80 25 91 d0 ae 7d 30 af 98 d3 0d f2 f3 d1 08 20 74 33

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1 を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

正誤

令和5年定期第142号35ページは、

「



の誤り。